昭和51年7月15日 第三種郵便物承認
平成21年5月25日発行（毎月1回25日発行）

広報つわの

2009
平成21年 Vol.44
6月
水無月

平成21年 Vol.44 2009 6月号

http://www.town.tsuwano.lg.jp

●新一年生紹介p2
○津和野町人材育成基本方針の概要p4　○公的年金からの町・県民税の特別徴収制度が導入されますp8



1 長福千原座社中によるストリートパフォーマンス石見神楽公演「大蛇退治」
2 麓耕つつじ祭りの様子
3 乙女峠まつりで巡礼する津和野幼花園の子どもたち





〒699-5292 島根県鹿足郡津和野町日原54番地25
TEL0856-74-0038／FAX 0856-74-0002
編集：津和野町広報委員会／発行：津和野町情報企画課
印刷：㈲坂田印刷

Library 今月の新刊図書

（津和野図書館） ※月末休館日は6月30日（火）です。

「口で歩く」　丘　修三著（小峰書店）
「本当にあった児童施設恋愛」　中島　省吾著（中日出版社）
「パラドックス13」　東野　圭吾著（毎日出版社）
「えんふねにのって」　ひがし　ちから著（ビリケン出版）
「水深五尋」　ロバート・ウェストール著（岩波書店）
「こぐまのくまくん」　E・H・ミナリック作（福音館書店）
「暮らしのヒント集」　暮しの手帖編集部編（暮しの手帖社）
「不正な処理」　吉原　清隆著（集英社）
「NO CALL NO LIFE」　壁井　ユカコ著（メディアワークス）
「都会のトム&ソーヤ」　はやみね　かおる著（講談社）

（日原図書館）

「運命の人」1巻・2巻　山崎　豊子著（文藝春秋）
「星野富弘　ことばの雫」写真　星野　昌子　星野　富弘著（いのちのことば社フォレストブックス）
「危ない呑み方正しい呑み方」　仮屋　暢聡著（晋コミュニケーションズ）
「おくりびと」　百瀬しのぶ著（小学館）
「光とともに・・・14」　戸部けいこ著（秋田書店）
「待ってる　橘屋草子」　あさのあつこ著（講談社）

お祝い申しあげます（敬称略）

◇4月届出分
井上美菜子（いのうえみなこ）　4・3（西一）

おくやみ申しあげます（敬称略）

◇4月届出分

布施　高	4・2（森三）	79	岸田　芳江	4・4（畳）	80	大庭　譽子	4・7（堀田）	92	平野　誠	4・10（長野）	84
小山　英子	4・13（相撲小平）	84	石川　四郎	4・15（野地）	86	村上　末子	4・16（小直）	95	桑原　盛夫	4・20（吹野上）	59
島谷　國富	4・22（相撲小平）	79	有福サヨ子	4・23（森三）	92	池田　一子	4・25（青原）	85			

■寄付のお礼

次の方からご寄贈をいただきました。ありがとうございました。

銀川　淳　様（中座二）
教育行政へ　5万円

■住民基本台帳（平成21年4月末現在）

世帯数　3,737世帯	人　口　8,972人（男4,156人　女4,816人）	出　生　1	死　亡　13
		転　入　57	転　出　35

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に全国的に特設相談所を開設します。

【「人権擁護委員の日」特設相談所】
6月1日（月）　津和野町民センター　9:00～12:00
6月5日（金）　日原山村開発センター　9:30～14:30

人権擁護委員は、町の相談パートナーです。
相談は無料で秘密は厳守いたしますので、困ったことがあったら、お気軽にご相談ください。

光熱費シミュレーション受付中
●オール電化でどのくらいお得になるのか今までの光熱費と比べてみませんか？
●オール電化住宅実現の第一歩は光熱費シミュレーションから。
どのくらいコスト削減につながるか確認してみましょう！
インターネットからも光熱費シミュレーションのお申込をいただけます
電化Style
お問合せ、お申込方法　中国電力㈱ 益田営業所
電話0120-314-228　電化住宅コム　検索

広報つわのに掲載する有料広告を募集しています。

○1枠1号あたり　5千円（町外：　8千円）
○2枠1号あたり　10千円（町外：16千円）
1枠の大きさは、縦が4.5cm、横が8.5cmになります。

広告の掲載を希望する月の前月末日までにお申し込みください。
詳しくは、ホームページをご覧になるか、情報企画課（74−0038）まで、お問い合せください。

今年の新一年生紹介

平成21年度の新一年生は、日原小学校10名、青原小学校7名、左鐙小学校1名、須川小学校1名、津和野小学校22名、木部小学校5名でした。また畑迫小学校にはおられませんでした。
ご入学おめでとうございます。

日原小学校


濵田　海珠


塚本　優太


齋藤　和駿


岡﨑　菜々美


大井　緋菜乃




渡辺　あん


柳井　海斗


前川　大空


林　菜生輝

青原小学校


沖田　琉唯


大畑　智寛


大庭　悠真


岩本　ひなた


伊藤　弘

須川小学校


村上　凌太

左鐙小学校


安見　藍


橘　良幸


齋藤　綾美

※個人情報保護法に基づき、保護者の同意を得た児童のみを掲載しています。

津和野小学校


大草　日向子


上田　里歩


岩本　蓮


岩本　秀斗


井上　翔太


菅田　悠乃


後藤　柚香


小石　理央


黒崎　万葉子


金子　広都


沖野　真旺


廣石　龍斗


橋本　夏希


中井　瑠菜


田中　鈴薫


竹下　雄太郎


髙杉　洸




吉田　琴見


山根　聖勝


森川　陽輝

宮島　孟史

松尾　彩乃

木部小学校

柳井　槙太郎

西坂　直希

笹木　裕介

桑原　孝太朗

糸賀　花実

津和野町の行財政改革⑤

「津和野町人材育成基本方針」の概要をお知らせします

広報つわの4月号でお知らせしました「津和野町人材育成基本方針」を平成21年3月に策定しました。これをもとに、住民の皆さまに対して質の高い行政サービスを提供するための研修などに取り組み、住民福祉の向上に努めます。

今回はその概要をご紹介します。

【お問い合わせ】
総務財政課
行財政改革推進室
74−0028

1　経過

平成20年度より、庁内に町長を委員長とする「人材育成方針策定会議」を設置し、各集落の嘱託員の皆さまや役場職員に対するアンケート調査等の取り組みなどを通して、平成21年3月に「津和野町人材育成基本方針」を策定しました。

2　目標

津和野町人材育成基本方針は、「質の高い行政サービスの提供による住民福祉の向上」を目標に掲げ策定をしたものです。

行政サービスについては、津和野町が担う全ての事務・事業を対象として質の高い行政サービスを提供することとしますが、本町は、旧津和野町と旧日原町が合併し誕生した新しい町であることから、特に、新町の一体感の醸成を図りながら、新町建設計画や津和野町総合振興計画に基づくまちづくりの事業を積極的に展開することにより、住民福祉の向上を図ります。

3　目的

津和野町人材育成基本方針は、目標に掲げる「質の高い行政サービスの提供による住民福祉の向上」を達成するために求められる職員像を「目指す職員像」として明確化した上で、職場環境や職員研修制度のあり方、人事評価制度の構築について具体的な取り組み方針を示し、目指す職員像に掲げる職員を育成することを目的とします。

4　目指す職員像

策定にあたって実施した嘱託員の皆さまに対するアンケート調査結果及び職員に対し実施したアンケート調査・個人面談結果を踏まえて次の4項目を「目指す職員像」として明確化し、職員の人材育成を図ることとします。

第1に、住民が何を求めているのか、どのようにしたらそれに応えられるのかを、住民の立場から考え行動する職員が求められています。このため、「住民と同じ目線で仕事に取り組み、住民ニーズがわかる職員」を目指します。

第2に、全体の奉仕者である公務員としての基本姿勢を常に自覚し、行政のプロフェッショナルとして、高い専門的知識と技能をもって業務を遂行し、住民から信頼を得る職員が求められています。このため、「行政のプロとしての自覚と知識を持つ職員」を目指します。

第3に、前例や旧町の手法にとらわれるのではなく、行政がすべきこと、そのなかで職員が何をすべきかを自らの立場で課題を考え、解決方法を探り、行動していく職員が求められています。このため、「懸案事項について早急に対応し解決を図る行動力のある職員」を目指します。

第4に、地域住民との対話や交流に自ら積極的に参加することにより、地域や住民の身近にある日常生活の問題を把握・共有し、地域住民と協働しまちづくりを進めていく職員が求められています。このため、「自発的に住民との交流をする職員」を目指します。

5　職員の意識改革

職員の意識改革を進める上で最も重要なことは、「職員は住民のためにある」ことを職員一人ひとりが自覚することです。それを基本として、目指す職員像に関連する次の4項目を職員の意識改革の柱として明確化し、取り組んでいきます。

①住民意識（住民の立場に立ち、住民の視点で課題を把握し考えること）
②経営意識（施策の費用対効果を意識し、評価・見直しを図ること）
③挑戦改革意識（課題の解決策を自ら立案し、行動すること）
④自己実現意識（自ら能力向上に意欲を持ち、自己啓発に努めること）

6　具体的な取り組み方針

目指す職員像に掲げる人材を育成するためには、職員の育成を実践する職場とそれを支える人事・研修システムが有機的に結合し、総合的に機能することが必要となります。本町では、「職員が育つ職場環境づくり」「職員が伸びる職員研修の実施」「職員が活きる人事評価制度の構築」を柱として、人材育成を効果的に推進します。

(1)職員が育つ職場環境づくり

人材育成において職場は、職員の能力発揮の場であるとともに、能力開発の場でもあります。定期的な課内ミーティングや心の健康対策、担当職務への適性などについて自ら申告する自己申告制度の導入などにより、情報の共有化やコミュニケーションとチームワークの向上を図り、お互いに相談しやすく協力できる風通しの良い職場環境をつくります。

(2)職員が伸びる職員研修の実施

職員が伸びるための能力開発には、本人の自覚と意欲が不可欠であり、職員の主体的な努力が最も重要となります。庁内で実施する職場研修では、

≪人材育成基本方針フロー図≫

目標：質の高い行政サービスの提供による住民福祉の向上

職員の人材育成

【目指す職員像：目標を達成するために必要とされる職員のあるべき姿】
1．住民と同じ目線で仕事に取り組み、住民ニーズがわかる職員
2．行政のプロとしての自覚と知識を持つ職員
3．懸案事項について早急に対応し解決を図る行動力のある職員
4．自発的に住民との交流をする職員

【職員に求められる意識改革】
1．住民意識（住民の立場に立ち、住民の視点で課題を把握し考えること）
2．経営意識（施策の費用対効果を意識し、評価・見直しを図ること）
3．挑戦改革意識（課題の解決策を自ら立案し、行動すること）
4．自己実現意識（自ら能力向上に意欲を持ち、日頃から自己啓発に努めること）

具体的な取り組み方針

職員が育つ職場環境づくり
1．定期的な課内ミーティング
2．研修支援制度導入
3．自己申告制度導入などの職場環境づくりの取り組み

職員が伸びる職員研修の実施
1．職場研修の充実
2．派遣研修の充実
3．国・県との人事交流などの職員研修の取り組み

職員が活きる人事評価制度の構築
1．能力に関する評価
2．業績に関する評価
3．接遇に関する評価などの人事評価制度構築の取り組み

接遇研修や日直業務研修などの充実を図り、島根県自治研修所など庁外で行う職員の派遣研修では、職員自らが必要とする研修を選択し参加する自発参加型の派遣研修の充実を図ります。

また、民間企業への派遣研修や国・県との人事交流、専門的立場から職員の助言・指導にあたる行政アドバイザー制度の導入についても実施に向けた具体的な検討を行い、職員が行政のプロフェッショナルとしての自覚を持つとともに、職員一人ひとりが成長したい、能力を高めたいという自学を促す職員研修の充実を図ります。

(3)職員が活きる人事評価制度の構築

人材育成を効果的・効率的に推進するためには、研修だけに留まらず、昇任や異動、さらには給与といった人事管理の中心といえる人事評価制度の構築が必要となります。本町が目指す人事評価制度の目的は、職員一人ひとりが自己成長を実感し、目標達成によるやる気と気づきを提供することにより、人材育成を図ることです。

本町では、職務遂行上発揮した能力（能力評価）と挙げた業績（業績評価）及びあいさつや電話、来客者の対応など接遇に関する評価（接遇評価）の3つの要素により人事評価制度を構築します。「やってもやらなくても同じ」から「やれば違う」、「がんばった者が報われる」という、自己実現・自己成長につながる人材育成型の人事評価制度の構築に取り組みます。

7 今後の推進体制

今後は、庁内に業務改善等検討委員会及び人事評価制度研究会を設置し、職員研修計画の策定や人事評価制度に関するマニュアルの作成を行い、人材育成基本方針に基づく取り組み項目の具体化を図ります。

後期高齢者医療制度 被保険者のみなさまへ

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新のお知らせ

平成21年８月に、後期高齢者医療被保険者証が一斉更新されます。後期高齢者医療制度の被保険者の方（75歳以上の方〈65歳以上で広域連合が障害認定をした方を含む〉）は、次のことにご注意ください。

○平成21年８月から使用できる被保険者証はふじ色です。７月中に郵送します。

○現在お使いのさくら色の被保険者証は、平成21年７月31日まで使用できます。

○医療機関で負担する割合が、８月から変更になることがあります。
※後期高齢者の方が医療機関に支払う一部負担金は、前年の所得額の課税所得によって決められます。所得額は７月に確定し、それをもとに判定しますので、更新に伴って８月１日からの自己負担割合が変更になる場合があります（被保険者証の「一部負担金の割合」をご確認ください）。

○平成20年度中の所得額などの確定に伴い、７月中に平成21年度保険料額に関する通知をお送りしますので、あわせてご確認ください。

【お問い合わせ】
健康保険課　７２－０６５１

「津和野はるかぜ商品券」完売のお知らせ

プレミアム付き緊急地域商品券「津和野はるかぜ商品券」は、５月１５日で全セットが売り切れ、販売終了となりました。ご購入ありがとうございました。

商品券の利用期間は７月31日までです。利用できる店舗・事業所は、店頭のポスターまたは店頭にてお尋ねください。

【お問い合わせ】
津和野町商工会本所　７２－３１３１　　津和野庁舎商工観光課　７２－０６５２
日原支所　７４－１２２１

平成20年度国土交通省交通社会実験 実施結果をお知らせします

1、実験実施の背景・目的

津和野町では、平成10年度より、「津和野町まちづくり検討委員会」（以下検討委員会）を立ち上げ、津和野町のまちづくりに関する議論を重ねてきました。この検討委員会では、津和野地区の「みちづくりによるまちづくり」の方針などを検討しており、これまで、殿町・本町・祇園丁・駅前の各通り（全て県道）の歩行者と自動車の共存道路としての整備方針を検討し、実際に整備を行いました。

現在、検討委員会では、高岡通り（町道駅前線）における道路整備の方針を検討しています。高岡通りは観光交通と住民の生活交通が錯綜する津和野地区の幹線道路としての役割を担っています。平成17年2月と6月に高岡通りの道路整備に関する懇談会を開催し「飲食店や商店が多く立ち並ぶJR側に歩くスペースがほしい」と言う意見を出席者の総意として得ました。

今回、高岡通りの方々の意見を踏まえて、JR側への歩行空間の創出を試行的に実施する交通社会実験を国土交通省の支援により行ないました。



歩行空間



狭さく

2、実験実施の概要

歩行空間の創出

民地部分の利用と車道部への路肩拡幅によって、商店や飲食店が多く立ち並ぶJR線路側に1・5m程度の歩行空間を創出しました。

狭さくの設置

高岡通りの3箇所（「みのや」前、「山本風味堂」前、「石州館」前）に「狭さく」を設けることで、自動車速度の抑制と歩行者横断時のたまり空間の確保を図りました。

※狭さく…歩行空間の張り出しによって車の速度抑制を図る施策のこと。

①歩行者の安全性の向上

狭さくを設置することにより、車道が狭まり、通行する自動車の速度が約10km／h低下しました。

また、実験中に高岡通りを歩いた方の半数以上が狭さくや歩行空間を安全に歩けたと回答しています。

②観光客の津和野周遊の快適性向上

実験中は、JR側の歩行空間を通行する方が多く、車を気にせず快適に歩く姿が見られました。

③歩行空間による沿線商店の影響

商店や飲食店の多い高岡通りJR側に歩行空間ができたことや、歩行空間と車道を分離したポールに商店の名前を表示してPRしたことにより、商店に立寄る来訪者が増え、商店の活性化に少なからず寄与しました。

④高岡通り商店の全面協力

今回の実験では、実験の主旨に賛同した沿線商店の皆さまが積極的に歩行空間のポールの設置・撤去を行いました。

【実験の評価】

①高岡通りJR側歩行空間の必要性

観光客にとっての必要性は高いものの、住民や沿線住民にとっての必要性はやや低くなりました。また、「狭さく」については、観光客にとっては、歩行空間があることで快適な観光周遊が可能となるため、必要だと感じる方が多いという結果がでました。

しかし、自動車の通行に影響を及ぼすということから、常に高岡通りを利用する住民にとっては狭さくを必要だと感じる人が少ないという結果がでました。

②検討委員会における評価

実験の効果を受けて、高岡通りの歩行空間の必要性は高いとの意見が出されました。しかし、歩行空間と車道をポールによって分離したことで、自動車の円滑な通行に支障をきたし、さらに、災害用ポールを用いたことで、津和野の景観を害するとの指摘も受け、今後の本格的な道路整備の方針を検討する上での問題点も明らかとなりました。

【今後の展開】

津和野町では、今回の交通社会実験の結果を踏まえて、さらに高岡通りの道路整備の方針を検討していくこととします。

【お問い合わせ】
建設課
７４－００８１

公的年金からの町・県民税の特別徴収制度が導入されます

平成21年10月から、公的年金に係る所得に対する町県民税のお支払い方法が変わります。

従来、公的年金にかかる所得を有する人は、普通徴収として１期から4期の納期限にあわせて、納付書または口座振替により町県民税を納付いただいていました（給与所得がある方は給与から特別徴収されていた場合もあります）が、平成21年10月からは、公的年金から町県民税を引去る**「特別徴収」**制度が開始され、対象となる方の**年金にかかる町県民税は、年金からの特別徴収による納付に限られる**ことになります。

★ 特別徴収の対象となる方 ★

次の要件を**全て**備えている方が対象となります。

☆ 当該年度の4月1日に**65歳以上**であり**前年中に公的年金の支払いを受けている**こと
☆ 国民年金法に基づく**老齢基礎年金等年額18万円以上の年金の支払いを受けている**こと
☆ **介護保険料が年金から特別徴収されている**こと

★ 特別徴収の対象となる町県民税額 ★

公的年金にかかる所得割額と均等割額が対象です。

なお、**公的年金以外に給与所得や事業所得など他の所得がある場合は、給与にかかる所得割額及び均等割額は給与からの特別徴収、事業所得などにかかる所得割額は普通徴収となります（公的年金にかかる町県民税と他の所得にかかる町県民税を合算することができなくなりました）。**

★ 特別徴収の方法 ★

年6回の公的年金支払時に社会保険庁等が、町県民税の引去り（特別徴収）を行い翌月10日までに町に納入します。

なお、特別徴収初年度になる方と特別徴収2年目以降の方では徴収方法が異なります。

特別徴収初年度（前年度から継続して特別徴収されていない場合）				
普通徴収		特別徴収		
6月	8月	10月	12月	2月
年金にかかる年税額の半分を2回に分けて納付		年金にかかる年税額の残り半分を3回に分けて徴収		

特別徴収２年目以降（前年度から継続して特別徴収されている場合）					
特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年度の2月分の特別徴収額を引き続き徴収			年金にかかる年税額から仮徴収で特別徴収した額を差し引いた額を3回に分けて徴収		

※この改正は、徴収方法に関するもので、この改正により年税額が変動することはありません

【お問い合わせ】税務住民課・税務担当　７４－００６９

事業所・企業の皆さまへ

平成21年経済センサスにご協力ください！



7月1日現在で全国一斉に「平成21年経済センサス‐基礎調査」が行われます。すべての事業所および企業の経済活動の状態を調査し、産業や規模などの経済活動の構造を明らかにするための調査です。
調査員が調査票を配布・回収に伺いますので、ご協力をお願いします。

◆何を調べるの？

調査の内容には次のようなものがあり、調査票には平成21年7月1日現在の状況について記入します。

①事業所に関する事項
名称、所在地、事業所の開設時期、従業者数、事業の種類など
②企業に関する事項
経営組織、資本金等の額、親会社・子会社の有無、常用雇用者数など

◆調査の時期と方法

都道府県知事から任命された調査員が、6月下旬に調査対象事業所を訪問して調査票を配布し、7月上旬に記入済みの調査票を回収するという方法で行います。

◆回答義務があります！

この調査は「統計法」に基づいて行われる調査です。統計法では、調査を受ける人に対して報告の義務があることを規定しています。

◆記入内容は守られます！

この調査によって集められた調査票は適切に管理され、統計を作る目的だけに使用されます。

【お問い合わせ】情報企画課　７４－００３８



農業委員会だより

☆☆☆農地法関係等の申請手続き☆☆☆

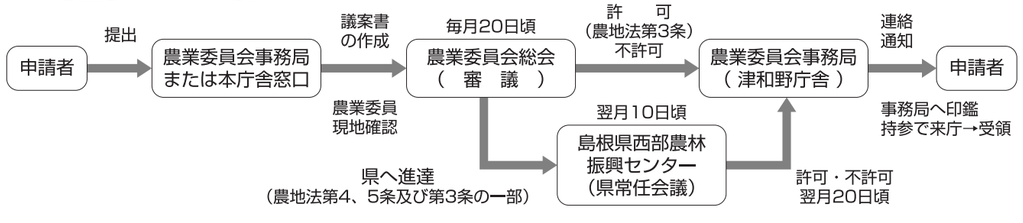
農業委員会への申請・届出は、主に下記のものがあります。作成・提出に際しては、事前にご相談ください。
※申請書等の提出締切りは、**毎月7日**です（休祭日の場合は翌日）。

○農地の売買・貸借　→　**農地法第3条・利用権設定**
農地を農地として売買したり、貸し借りをする場合は、農業委員会の許可が必要となります。
許可を受けずに行った場合は、農地法（及び基盤法）上効力が無く、法務局で登記をすることができないほか、農業支援を受けることができない場合があります。

○農地の転用（農地以外への地目変更）　→　**農地法第4条及び第5条**
農地を農地以外（宅地・墓地・駐車場等）にする場合、農業委員会及び県知事の許可が必要となります。許可を受けずに行った場合は、違法であり、処罰の対象となる場合があります。また、許可までに日数を要することもありますので、お早めに申請をしてください。

○その他　→　非農地証明、公共事業の施行に伴う廃土処理の届出、農地地目変更（田→畑）の届出など

申請から許可までの流れ



ねんきんのお知らせ

●新たなサギにご注意!

【お問い合わせ】
浜田社会保険事務所　0855-22-0673
健康保険課　72−0651

にせ物のねんきん特別便を送った上で「ねんきん特別便の回答をしなければ受給している年金が停止になる」と説明し、回答の手数料をだまし取る詐欺が発生しました。

「ねんきん特別便」の回答手続きに手数料をいただくことはありません。また、回答がないことにより、現在受給している年金が停止されることはありません。

不審な手紙・電話・訪問者などがありましたら、その場で対応せず、お近くの社会保険事務所などへお問い合わせください。

かみしめる　生きる喜び　歯とともに!!

「歯の衛生週間」6月4日から

◆歯の衛生週間が始まります!

毎年6月4日から10日までは「歯の衛生週間」です。この週間は、歯の衛生に関する正しい知識を普及啓発するとともに、歯科疾患の早期発見・早期治療を徹底して国民の健康の保持増進につなげるため、厚生労働省などが実施しています。

平成21年度のスローガンは「かみしめる生きる喜び歯とともに」です。あなたもこの週間を機に、自分の歯との付き合い方を考えてみませんか?

◆「8020運動」で歯を保とう!

親知らずを除く28本の歯のうち、少なくとも20本以上自分の歯があればほとんどの食べ物を噛みくだくことができ、おいしく食べられます。このことから、厚生労働省と日本歯科医師会は平成元年から「8020（はちまるにいまる）運動」を展開し、「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」と呼びかけています。

しかし、平成19年度島根県年代別一人平均現在歯数調査によると、40歳以上になるとだんだん歯が失われ、残存歯数の平均が60歳で21本、70歳で15本、80歳で8本にまで減っています。

いつまでも自分の歯でおいしく食べて健康な生活を送るために、できることから始めてみましょう。

☆食後の歯みがきの習慣を身につけよう
☆定期的に歯科検診、ケアを受けよう
☆むし歯のある人は、きちんと治療し、衛生指導を受けよう
☆乳幼児の仕上げ磨きをしよう
☆間食の時間、回数、内容を適切にしよう
☆フッ素入りはみがき粉を使おう

◆歯周病チェック

8020を達成するために気をつけたいのは、日本人が歯を失う最も大きな原因とされている歯周病です。歯周病は自覚症状が出にくい病気ですので、下のチェック表で確認してみてください。

将来、あなたは8020を達成できるかな?

【歯周病チェック】　●　にチェックが入った場合は歯周病の疑いがあります。

1	何でも噛んで食べられますか。	はい	いいえ
2	歯みがきの時に歯ぐきから血が出ることがありますか。	はい	いいえ
3	歯ぐきが腫れることがありますか。	はい	いいえ
4	歯がぐらぐらしますか。	はい	いいえ
5	デンタルフロスや歯間ブラシを使って歯と歯のすき間もきれいにしていますか。	はい	いいえ
6	フッ素入り歯みがき剤を使っていますか。	はい	いいえ
7	定期的（年に1回以上）に歯の検診や予防のために歯科医院を受診していますか。	はい	いいえ

「若がえり会」継続賞を受賞

日原地域で健康増進に取り組む「若がえり会」が3月、島根県が実施する平成20年度健康づくりグループ表彰事業で継続賞を受賞しました。

この賞は、地域や職域で健康づくり活動を行っているグループのうち、5年以上取り組みを続けているグループに贈られるものです。

若がえり会は、日原地域に住む50歳以上の方で構成され、健康ウォーキングや健康講演会などを通して健康増進と親睦を深める活動に取り組んでいます。活動期間は8年目になりますが、現在も会員を募集しています。



乙女峠まつり開催

5月3日、キリシタン殉教者の霊を慰める「乙女峠まつり」が開催されました。

全国から集まったカトリック信者およそ2000人が、殿町の津和野カトリック教会から約2キロ離れた乙女峠を目指し、巡礼しながら歩きました。乙女峠では野外ミサが行われ、殉教者の霊を慰める祈りや聖歌が響き渡りました。

乙女峠まつりは、幕末から明治時代にかけて行われたキリシタン禁令により長崎県浦上から津和野藩へ流刑されて亡くなった36人の殉教者を追悼するため、1952年から行われています。



一般社団法人 津和野町シルバー人材センター設立総会

4月から一般法人化された津和野町シルバー人材センターの設立総会が4月20日、日原山村開発センターで行われました。

総会には人材センターの会員や来賓など90人が参加し、定款や役員構成、平成21年度収支予算案、事業計画案などが承認されました。この総会で設立準備委員の山脇幸三理事長は「自主、自立、共働、共助の精神を忘れることなく、設立を機に津和野町が大きく前進していくことを期待する」とあいさつを述べました。

シルバー人材センターは働く意欲のある高齢者に様々な仕事への就業の機会を確保し、高齢者の生きがいづくりや、社会参加の促進などを目指す組織です。津和野町では、平成17年8月に旧日原町シルバー人材センターとして会員36人で発足しました。それ以来、地域からの需要は年々高まり、さらに事業を発展させるため平成21年4月1日に社団法人化しました。現在は町内全域からのおよそ150人の会員で構成されており、今後は会員向けの講習会や研修会を開いたり、知識や経験、技術などを活かしながら社会活動に参加できる環境を整備していきます。



あいさつをする山脇幸三理事長

特定健診（国保加入者）・後期高齢者健診・若年齢者等健診のご案内

検診日	会　場	対象地区	内　容	受付時間
6月15日（月）	須川公民館	相撲ヶ原上･下、須川元郷、日浦西・東	基本健診	8：30～10：00
	左鐙公民館	左鐙西・東、上横道、下横道、一ノ谷	基本健診	13：00～14：00
6月16日（火）	直地児童館	和田、直地上、麓耕、野広	基本健診	8：30～10：00
	滝元多目的集会所	滝元上・下、小直	基本健診	13：00～14：00
6月17日（水）	小川体育館	岩瀬戸、日浦、商人上、寺田上･下、上･下千原	基本健診	8：30～10：00
	名賀地域センター	牧ヶ野、白井・木尾谷、田代・徳次	基本健診	13：00～14：00
6月18日（木）	木部中学校体育館	豊稼、奥ヶ野、三歩市、福谷、本郷、長野、中川、下組、川尻	基本健診	8：30～10：00
		中組、畑、小野、吹野上・下		13：00～14：00
6月29日（月）	山村開発センター	畳、栄町、旭町上･下、扇町、春日町、商人下	基本健診	8：30～10：00
		幸町、山根町、清水町、金見町上･下、野地	基本健診	13：00～14：00
6月30日（火）	山村開発センター	枕瀬東･西、新地、程彼、宿谷、木ノ口上･下、木ノ口住宅、坂ノ谷、営林署住宅	基本健診	8：30～10：00
	小瀬会館	柳、小瀬、青原団地	基本健診	13：00～14：00
7月 1日（水）	池河コミセン	野口、脇本、三渡曽庭	基本健診	8：30～10：00
		堤田	基本健診	13：00～14：00
7月 2日（木）	畑迫小学校体育館	畑迫・白石、西谷・出合、木毛、市尾･戸谷、上横瀬西・東、下横瀬、上高野、下高野、吉ヶ原、野中、山入	基本健診	8：30～10：00
		虹ヶ谷、鳥井・田平、中原、喜時雨、高田	基本健診	13：00～14：00

国保・後期高齢以外医療保険に加入者およびその被扶養者の方の特定健診については、各保険者にご確認ください。

【お問い合せ】健康保険課　72−0651

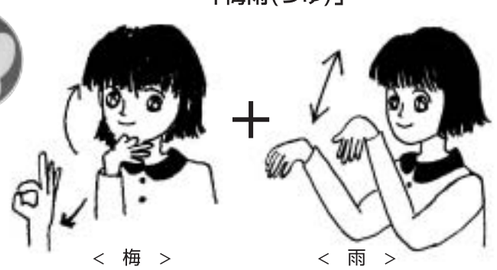
手話（しゅわ）コミュニケーション

聴覚障害者標識が制定されました

平成20年6月1日から聴覚に障害がある人（全く聞こえない人）も運転免許が取得できることとなりました。

※この標識を付けた自動車は、聴覚に障害のある方が運転しています。
ご理解と心くばりをお願いします。

「梅雨（つゆ）」



＜ 梅 ＞
右手親指と人差し指で輪をつくり、それをあごにあて額にあてる。

＜ 雨 ＞
両手の指先を下に向け、顔前から2度上下させる。

募　集

税務職員募集

○**受験資格**
昭和63年4月2日～平成4年4月1日生まれの者

○**試験の程度**　高校卒業程度

○**受験申込期間**　平成21年6月23日（火）～6月30日（火）
※申込書の提出はできるだけ郵送（簡易書留）にしてください（6月30日（火）までの通信日付印有効）。

○**受験申込先**
受験しようとする第1次試験地を担当する人事院各地方事務局
※採用を希望する地域の試験を全国どこの試験地でも受験することができます。

○**第1次試験**
・試験日：平成21年9月6日(日)
・試験地：人事院中国事務局が担当する試験地は、鳥取市･松江市･岡山市･広島市･福山市･山口市
・試験種目:教養試験･適性試験･作文試験

○**第1次試験合格発表**　平成21年10月8日(木)

○**第2次試験**
・試験日：平成21年10月15日(木)～10月22日（木）の間で指定する日
・試験地：第1次試験合格通知書により試験場を指定（試験日及び集合時刻も記載）
・試験種目：人物試験･身体検査

○**最終合格発表日**　平成21年11月11日(水)

○**受験申込書及びパンフレットの請求、問い合わせ先**
・広島国税局総務部人事第二課試験研修係
〒730−8521　広島市中区上八丁堀6−30
TEL082−221−9211　内線3743
・益田税務署総務課
〒698−8651　益田市元町12−11
TEL0856-22-0444

○**ホームページアドレス**
・国税庁　http://www.nta.go.jp
・広島国税局　http://www.nta.go.jp/hiroshima

健（検）診・予防接種

【幼児健診】
6月 4日（木）保健福祉センターやまびこ
・1歳6ヶ月児健診　13：00～13：15受付
・2歳児健診　13：30～13：45受付
・3歳児健診　14：00～14：15受付
※対象者には通知しますが、対象となっているのに通知がない場合は、健康保険課（72-0651）へお問い合わせください。



ご　案　内

【江津清和養護学校　学校公開】

島根県立江津清和養護学校では、昨年度に引き続いて春と秋の2回、本校の教育や特別支援についてご理解いただくため、学校公開を行います。多くの方のご来校をお待ちしています。

○**日時**　平成21年6月22日（月）・23日（火）
両日とも9：15～12：00

○**内容**　学校施設見学、教育相談、授業見学
教具等展示・見学

○**申込方法**　電話またはFAX
※FAXでお申し込みの際には、氏名、連絡先（電話番号）、学校公開参加希望（希望日）を明記してお申し込みください。

○**申込締切**　6月12日（金）

○**申込、お問い合わせ**
島根県立江津清和養護学校（担当：福島）
電話：0855−52−2613
FAX：0855−52−2614

【森鷗外展ー近代の扉をひらくー】

日本文学の「近代の扉」をひらき「青年」「雁」「高瀬舟」など数々の名作を残した鷗外の業績と、明治政府の第一線で働きながら公と私の間で揺れ動いた人生の足跡を、貴重な資料の数々により展覧します。

○**場所**　県立神奈川近代文化館
（神奈川県横浜市中区山手町110）

○**期間**　平成21年4月25日（土）～6月7日（日）

○**開館時間**　9:30～17:00（入館は16:30まで）

○**観覧料**　一般600円（400円）
20歳未満および学生300円（200円）
高校生以下・65歳以上無料
※（　）内は20名以上の団体料金

○**休館日**　月曜日

お知らせ Information

平成21年（2009）6月

津和野地域　●不燃物(缶類、粗大ごみ、びん類・ガラス類、プラスチックス類の収集

地区名	容器包装プラスチック	かん類	商品プラスチック	びん、陶器ガラス類	粗大ごみ、有害ごみ
鷲原1・2、門林・中座1・2	8日・22日	22日	15日	15日	29日
町田、森1・2・3・4	11日・25日	25日	18日	18日	
本町1・2、東1・2、北2	9日・23日	23日	16日	16日	30日
西1・2・3、北1・3	10日・24日	24日	17日	17日	
木部・畑迫	12日・26日	26日	19日	19日	5日
小川（寺田上・寺田下）	9日・23日	23日	16日	16日	30日
小川（寺田上・寺田下除く）	11日・25日	25日	18日	18日	

●もやせるごみの収集

地区名	収集日
橋南地区	火・金
橋北地区・寺田上・寺田下	月・木
木部地区	水
畑迫地区	
小川地区（寺田上・下を除く）	

※5月4日（月）～6日（水）の祝日は、もやせるごみの収集を通常どおり行います。

●古紙回収

対象	雑誌・新聞紙・牛乳パック・古布 ダンボール・模造紙等
回収日	6月19日（金）
回収場所	町民センター駐輪場/つわの荘跡地/ 畑迫公民館/木部公民館/中座小川様 宅車庫／小川公民館駐車場横プレハブ

*必ず、紙ひもでしばって出して下さい。

日原地域　●不燃物(缶類、粗大ごみ、びん類・ガラス類、プラスチックス類の収集

収集日	収集品目	収集地区
第2週火曜日　9日	粗大ごみ、 容器包装プラスチック	町内全域〈但し、容器包装プラスチックについては（野地、商人、程彼、宿谷、柳、鹿谷、大木、二俣地区を除く）〉
第3週火曜日　16日	ビン・陶器・ガラス類、 商品プラスチック	町内全域
第4週火曜日　23日	カン・金属類、 有害ごみ（乾電池・蛍光灯等） 容器包装プラスチック	町内全域〈但し、容器包装プラスチックについては（上横道、下横道、一の谷、相撲ヶ原上・下、須川地区を除く）〉

●もやせるごみの収集

収集地区名	収集日
☆左鐙東・左鐙西・畳・枕瀬東・枕瀬西・木の口上・木の口下・木の口住宅・栄町・旭町上・旭町下・扇町・春日町・山根町・清水町・脇本・三渡・堤田・小瀬・青原団地	月・木曜日
滝元上・滝元下・小直・新地・営林署住宅・幸町・金見町上・金見町下・野口・曽庭・青原・添谷・野地	火・金曜日
上横道・下横道・一の谷	月曜日
須川元郷・相模ヶ原上・相模ヶ原下・日浦西・程彼・宿谷・柳・商人	水曜日

犬の放し飼いは「島根県動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。

・犬は必ずつないで飼育するか、しっかりした囲いの中で飼うようにしてください。散歩の際も周囲に迷惑をかけないようにリードでつないで散歩してください。
・猟や訓練のために犬を放す場合であっても、現場の安全確認を徹底し、事故の発生を防止するため確実に犬を管理するようにしてください。

医療 Information

【津和野共存病院　72-0660】
◆月曜日／整形外科（午前）
　小児科予防接種・乳児検診（午後／予約制）
◆火曜日／外科・産婦人科（午前）
◆水曜日／小児科予防接種・乳児検診（午後／予約制）
◆木曜日／外科・産婦人科（午前）
◆金曜日／整形外科（午前/午後）耳鼻咽喉科（午後）
　小児科予防接種・乳児検診（午後／予約制）
※小児科:予防接種・乳児検診は13時より開始です。
※婦人科:4月から月・水・金曜日の診療はなくなりました。
　木曜日午前の教授診療は今までどおりです。
　（月1回）

【日原診療所　74-0121】
◆月曜日／内科（午前／午後）
◆火曜日／内科（午前／午後）
　外科（8時30分～9時30分／第1・3・5火曜日）
　※受付は9時まで
◆水曜日／内科（午前）消化器内科検査のみ（午前）
◆木曜日／内科（午前）
◆金曜日／内科（午前／午後）
◆土曜日／内科（午前）※毎週診療あり
　泌尿器科（午前／第1、3、5土曜日）
※泌尿器科の予約は74-0121まで
※水曜日・土曜日は、午前のみです。
※夕方診療及び眼科診療は、なくなりました。
※診療日程は、変更する場合があります。

【和﨑医院　72-0025】
◆水曜日／高脂血症・動脈硬化専門外来
　（日本循環器学会専門医）／予約制
◆木曜日／肝臓病専門外来
　（日本肝臓学会専門医）／予約制
＊当院では、苦痛の少ない鼻からの胃カメラを行っています。
＊土曜日午後は診療しています。（14時から17時まで）

【つわぶき医院　72−3500】
◆火曜日／ペインクリニック　15:00～18:00
◆木曜日／ペインクリニック　9:00～12:30
※帯状疱疹後の疼痛や慢性の痛みでお悩みの方はご相談ください。通常の診療も行います。

相談 Information

【明るい生活相談】
6月　5日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30
6月19日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30

【無料人権相談】
6月　1日（月）津和野町民センター　9：00～12：00
6月　5日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30

【無料行政相談】
6月19日（金）日原山村開発センター　9：30～14：30

【手話生活相談】
6月10日（水）役場本庁舎　13：30～16：00
6月24日（水）役場本庁舎　13：30～16：00

【年金相談】
6月16日（火）益田市民学習センター　10：00～16：00

【心配ごと相談】
6月12日（金）津和野町福祉センター10：00～12：00
6月26日（金）津和野町福祉センター10：00～12：00
地区心配ごと相談
木　部…6月　1日（月）木部公民館　9：00～11：30
津和野…6月　3日（水）津和野町福祉センター13：30～15：00
畑　迫…6月11日（木）畑迫公民館　9：00～11：00
小　川…6月12日（金）木部公民館　13：30～15：00

【無料法律相談（要予約）】
6月19日（金）保健福祉センターやまびこ13：00～16：00
※津和野町社会福祉協議会（72-1494）へご予約ください。

【こころの相談（要予約）】
6月22日（月）津和野町民センター　13：00～15：00
※うつ病、精神病の治療のこと、お酒のこと、認知症のこと、思春期の子どものことなど様々な心の悩み、心の病気に関する相談をお受けします。6月17日（水）までに健康保険課（72-0651）へご予約ください。

【育児相談】
6月10日（水）青原保育園内子育て支援センター10：30～11：30
6月23日（火）直地児童館子育て支援センター10：30～11：30
※乳幼児の育児に関する相談、計測などを行います。

【交通事故相談及び巡回相談（要予約）】
○交通事故相談　浜田支所
・開設日　毎週月・火・水・金曜日及び第3・第5月曜日
・時　間　9：00～12：00、13：00～16：00
○交通事故巡回相談
6月25日（木）益田市役所　9：00～15：00
※島根県交通事故相談所浜田支所（0855-29-5563）へご予約ください。

文化コーナー

森鷗外記念館
開館時間　9：00～17：00

桑原史成写真美術館
開館時間　9：00～17：00
【企画展】
『台湾～先住民族と外省人の狭間で』
～平成21年6月10日（水）

安野光雅美術館
開館時間：9：00～17：00
休館日：6月11日（木）

【春期展】　～平成21年6月10日（水）
【夏期展】　平成21年6月12日～9月9日

○第1展示室
物語の世界「繪本　シェイクスピア劇場」
絵本の世界「木のぼりの詩」
「日本憧憬」

○第2展示室
「かぞえてみよう」
「空想の繪本」

道の駅津和野温泉なごみの里
6月の定休日（あさぎりの湯）
4日、11日、18日、25日、の各木曜日

【各種イベント等のご案内】

6月7日（日）、21日（日）は石見神楽公演を行います。
6月3日（水）と17日（水）は季節の湯（しょうぶ）を露天風呂でお楽しみいただけます。

※お問い合わせ
道の駅津和野温泉なごみの里
（72−4122）